

【千葉県健康福祉部からのお知らせ】

保険医療機関・保険調剤薬局・訪問看護ステーションの皆様へ

『生活保護法の指定申請について』

生活保護法に基づき診療報酬の請求をする場合は、生活保護法指定医療機関として指定を受けることが必要です。

このことから、申請がなされていない医療機関におかれましては、県へ申請を願います。

なお、「千葉県ホームページ」においても、手続きについて掲載しておりますのでご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

記

●お問い合わせ先

千葉県 健康福祉部

健康福祉指導課 生活保護班

電話 043-223-2312

FAX 043-222-6294

●千葉県ホームページ（生活保護指定医療機関申請関係）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seikatsuhogo/iryuu-shinsei.html>